令和７年７月号

大船渡労基署ニュース

小暑の候　　大船渡労働基準監督署　署長　　西村　浩二

今年もはや半年を過ぎました。梅雨入りもして、次第に蒸し暑さも増してきていますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

皆さまもご承知のとおり、毎年７月1日から７日まで全国安全週間となっております。

全国安全週間の歴史を遡ってみますと、初めて実施されたのが昭和3年でして、それ以来、一度も中断すること無く続けられ、今年で98回目を迎えます。

みなさま方の職場においても、経営トップによる安全への所信表明の実施などを通じて、安全に対する意識の高揚を図ってください。

令和７年７月１日～７日は

安全＋第一

全国安全週間です！

今年も全国安全週間の時期がやって参りました。全国安全週間は「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施されてきた取組です。

今年のスローガンは、「多様な仲間と　築く安全　未来の職場」です。大船渡労働基準監督署管内においては、高年齢労働者による労働災害が発生の割合が高いといった特徴があります。また、食料品製造業を中心に技能実習生を雇用する事業者様が多く見受けられ、毎年一定の割合で技能実習生に係る労働災害が発生している状況にあります。

このように、年齢や人種、文化や価値観が異なる労働者であっても、安全に安心して働くことのできる環境づくりを行うことはとても重要です。

今一度、全国安全週間実施要綱から事業者様が実施すべき事項についてご確認いただくとともに、併せて、第１４次労働災害防止計画で示されている、業種ごとに実施すべき事項について取り組みを実施いただき、労働災害の減少を目指していきましょう！

岩手労働局＞各種法令・制度・手続き＞安全衛生関係＞安全衛生対策

二次元コードを読み取っていただくと、岩手労働局のホームページにアクセスすることが出来ます。当該ホームページから、全国安全週間の実施要綱及び第14次労働災害防止計画の概要について確認することができます。

7月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です！

重点取組期間中は通常の取り組みに加え、以下についても取り組みましょう！

キャンペーンの概要はこちら↓

重点取組期間
7月
にすべきこと

- □ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- □ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- □ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- □ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

【コラム】第14次労働災害防止計画（業種別の労働災害防止対策の推進：製造業）

第14次労働災害防止計画には、取り組むべき８つの重点対策が定められており、その中に「業種別の労働災害防止対策の推進」があります。また、製造業においては以下の様な目標が定められておりますので、目標達成のため安全対策に取り組んでいく必要があります。

【アウトプット指標】
2027年までに、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上とする。

【アウトカム指標】
2027年までに、機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して５%以上減少させる。

機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、下記を参考に対策を講じてください

「はさまれ・巻き込まれ」災害事例

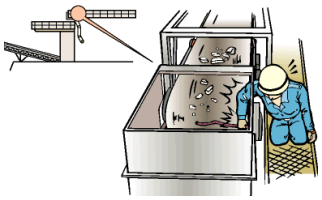

コンクリート廃材の破砕プラントでベルトコンベヤーに巻き込まれる（ベルトコンベヤーの回転部に覆いが無かった）

射出成形機にて部品を加工中、機械内に手を入れた際、誤って起動スイッチに触れ、手を挟まれた

チョッパー（大豆をすり潰す機械）の詰まりを解消しようと、運転を停止しないまま手を入れ、スクリューフィーダーに巻き込まれた。

「はさまれ・巻き込まれ」防止対策

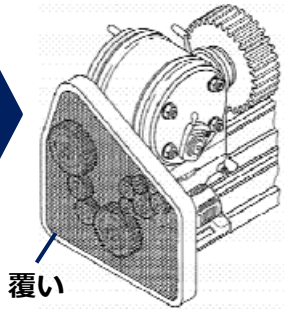

機械の製造者は、機械の使用者が機械の回転部に巻き込まれないよう、当該箇所に覆いを設けるようにしましょう。機械の使用者は当該覆いを取り外してはいけません。その様な不安全状態が無いように定期的に確認を行いましょう。

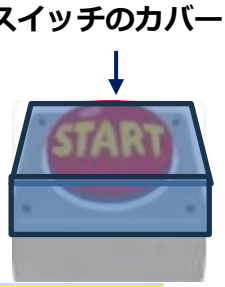

起動スイッチに誤って接触することを防止するため、スイッチカバーの設置、起動スイッチを埋頭型の物にしたり、スイッチにガードリングを設けること等の対策を検討しましょう

機械の清掃、給油、検査、修理又は調整の作業時は原則として機械の運転を停止する必要があります。これらの作業を行う際には、起動装置に錠をかける等する他、起動装置を操作しないことを掲示する等の対策が求められます。

お願いしたいこと

①機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等に覆いや囲い等を設けること。
②機械の清掃、給油、検査、修理又は調整の作業時は、機械の運転を停止すること。
③開口部は必要最小限とし、労働者の手指が入らない大きさとすること。
④安全囲いなどが取り外された場合に機械が停止するリミットスイッチや安全プラグ等を導入すること。

全国安全週間期間中に自社の機械の状況を確認してみましょう！
（安全パトロールやリスクアセスメントも有効です）